

議員提出議案第2号

鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の  
数を定める条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

平成26年3月20日

前田 八壽彦

山口 享

藤井 省三

藤縄 喜和

上村 忠史

斉木 正一

興治 英夫

伊藤 保

福間 裕隆

砂場 隆浩

横山 隆義

銀杏 泰利

長谷川 稔

鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例（平成9年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>鳥取県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項並びに公職選挙法（昭和25年法律第100号）<u>第15条第1項及び第8項の規定に基づき</u>、鳥取県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。</p> <p>(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第3条 鳥取県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">選 挙 区</th> <th style="text-align: center;">選挙すべき議員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取市選挙区</td> <td style="text-align: center;">12人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米子市選挙区</td> <td style="text-align: center;"><u>9人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">倉吉市選挙区</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">境港市選挙区</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩美郡選挙区</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八頭郡選挙区</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東伯郡選挙区</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西伯郡選挙区</td> <td style="text-align: center;"><u>2人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日野郡選挙区</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> </tbody> </table>	選 挙 区	選挙すべき議員の数	鳥取市選挙区	12人	米子市選挙区	<u>9人</u>	倉吉市選挙区	3人	境港市選挙区	2人	岩美郡選挙区	1人	八頭郡選挙区	2人	東伯郡選挙区	3人	西伯郡選挙区	<u>2人</u>	日野郡選挙区	1人	<p>鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）<u>第15条第8項の規定に基づき</u>、鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。</p> <p>(各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第3条 各選挙区において選挙すべき鳥取県議会議員の数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">選 挙 区</th> <th style="text-align: center;">選挙すべき議員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥 取 市</td> <td style="text-align: center;">12人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米 子 市</td> <td style="text-align: center;"><u>8人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">倉 吉 市</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">境 港 市</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩 美 郡</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八 頭 郡</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東 伯 郡</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西 伯 郡</td> <td style="text-align: center;"><u>3人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日 野 郡</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> </tbody> </table>	選 挙 区	選挙すべき議員の数	鳥 取 市	12人	米 子 市	<u>8人</u>	倉 吉 市	3人	境 港 市	2人	岩 美 郡	1人	八 頭 郡	2人	東 伯 郡	3人	西 伯 郡	<u>3人</u>	日 野 郡	1人
選 挙 区	選挙すべき議員の数																																								
鳥取市選挙区	12人																																								
米子市選挙区	<u>9人</u>																																								
倉吉市選挙区	3人																																								
境港市選挙区	2人																																								
岩美郡選挙区	1人																																								
八頭郡選挙区	2人																																								
東伯郡選挙区	3人																																								
西伯郡選挙区	<u>2人</u>																																								
日野郡選挙区	1人																																								
選 挙 区	選挙すべき議員の数																																								
鳥 取 市	12人																																								
米 子 市	<u>8人</u>																																								
倉 吉 市	3人																																								
境 港 市	2人																																								
岩 美 郡	1人																																								
八 頭 郡	2人																																								
東 伯 郡	3人																																								
西 伯 郡	<u>3人</u>																																								
日 野 郡	1人																																								

附 則

この条例は、平成27年3月1日から施行する。ただし、第3条の表の右欄の改正規定は、次の一般選挙から施行する。